

(議長)

日程第26、選挙第1号、江差町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

(議長)

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定致しました。

(議長)

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、議長が指名することに決定致しました。

資料配布のため、暫時休憩致します。

(休憩中)※委員名簿配布

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

選挙管理委員には、名達潤一氏、若浜崇氏、田畑千鶴子氏、松崎仁氏、以上の方を指名致します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を、選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

ただいま、指名致しました選挙管理委員には、名達潤一氏、若浜崇氏、田畑千鶴子氏、松崎仁氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

(議長)

日程第27、選挙第2号、江差町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

(議長)

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定致しました。

(議長)

お諮りします。

指名の方法は、議長の指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

議長が指名することに決定致しました。

資料配布のため、暫時休憩致します。

(休憩中)※委員名簿配布

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

選挙管理委員補充員には、第1順位、齊藤繁憲氏、第2順位に横野晃一氏、第3順位に橋野一巳氏、第4順位に中島幸恵氏、以上の方を指名致します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに、指名を致しました選挙管理委員補充員には、第1順位、齊藤繁憲氏、第2順位に横野晃一氏、第3順位に橋野一巳氏、第4順位に中島幸恵氏、の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

(議長)

日程第28、発議第1号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について、を議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第29、発議第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって発議第2号については、決しました。

日程第30、発議第3号、義務教育費、国庫。

「薄木議員」

議長、全員でないよ。

(議長)

多数か。挙手多数であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり、決しました。

(議長)

日程第30、発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育費予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書の提出について、を議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数、多数だな、挙手多数であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり、決しました。

(議長)

日程第31、発議第4号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもた

ちにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について、を議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第4号については、原案のとおり、決しました。

(議長)

日程第32、発議第5号、平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について、を議題と致します。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、第5号については、原案のとおり、決しました。

(議長)

日程第33、発議第6号、待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書の提出について

て、を議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、第6号については、原案のとおり、決しました。

(議長)

日程第34、発議第7号、骨髄移植ドナーに対する支援の充実にに関する意見書の提出について、を議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第7号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第7号については、原案のとおり、決しました。

(議長)

日程第35、発議第8号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関

する意見書の提出について、を議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第8号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第8号については、原案のとおり、決しました。

(議長)

日程36、発議第9号、平成27年度江差町各会計決算審査特別委員会の設置について、を議題と致します。

お諮り致します。本案については、議長を除く全議員による発議であります。従いまして、議長及び監査委員を除く、10名の議員を委員として構成する「平成27年度江差町各会計決算審査特別委員会」を設置し、平成27年度江差町各会計決算審査を、これに付託の上、閉会中の継続調査(審査)とすることとし、また審査にあたっては、地方自治法第98条第1項の規定により検閲・検査の権限を特別委員会に委任すると思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については、議長及び監査委員を除く、10名の議員を委員として構成する「平成27年度江差町各会計決算審査特別委員会」を設置し、平成27年度江差町各会計決算審査を、これに付託の上、閉会中の継続調査(審査)とすることとし、また審査にあたっては、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査の権限を特別委員会に委任することに決定致しました。

(議長)

日程第37、発議第10号、議員の派遣について、を議題と致します。

お諮りします。本案については、議長を除く議員全員による発議であります。従いまして、本案については、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第10号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、発議第10号については、原案のとおり、決しました。

(議長)

お諮りします。

以上で、本定例会の会議に付議された案件は全て議了致しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、従いまして、本定例会は、本日で閉会することに決定致しました。

これで会議を閉じます。

平成28年第2回江差町議会定例会を閉会致します。大変ご苦勞様でございました。

閉 会 16:06